

館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19

☎0186-43-7129



大館の特産品を

アピール

去る十一月三日、四日の両日、東京都渋谷区代々木公園で行われた渋谷区くみんの広場において「本場大館きりたんぽまつりin渋谷」が開催されました。

渋谷区くみんの広場は、出会い・ふれあい・交流の場として内外からさまざまな展示や食、文化が集まる一大イベントです。

渋谷区と大館市は、忠犬ハチ公の縁でさまざまな形で交流を深めています。当日は、秋田犬とのふれあいコーナーやきりたんぽの出店、生産者による特産品の直売など、大館の魅力を大いにアピールしました。

特に、山の芋やトンプリの売れ行きは好調でした。

また、本場大館のきりたんぽは人気があり、毎年楽しみにしている方も多く、今年は二日間で1,200食のきりたんぽ鍋を完売したとのこと。

遊休農地対策に

取り組んでいきます

農地パトロールを実施

農業委員会では、農地パトロール（利用状況調査）を行いました。これは、遊休農地の実態把握と発生防止・解消対策や、農地の違反転用の防止対策等を目的に実施されるものです。本年度は、十月二十六



農地パトロール出発式

日に比内総合支所において農地パトロール推進会議及び出発式を行い、十一月十一日までの期間で各地区において集中的にパトロールを実施しました。

二十三年度の調査結果に伴う指導後の状況確認と、新たに発生している遊休農地の調査が中心です。

遊休農地解消に向けて

農地が遊休化する理由はさまざまです。所有者の高齢化が原因であったり、所有者が遠隔地に居住し農地の実態を把握していないケースもあります。

農業委員会では、農地パトロールに先立ち、二十三年度の調査結果を



農地パトロール(比内町西館地区)

基に、遊休農地解消のための働きかけを行ってまいりました。

本年度は五月から九月にかけて、各農業委員が遊休農地の解消に向け、所有者を直接訪問しました。そうした個別の事情を伺い、単なる一方的な指導にとどまらず、具体的な解消方法を話し合うためです。

このような活動の結果、二十四年度は十ヘクタールほどの遊休農地が解消される見込みです。

遊休農地の解消に利用できる補助金について

～耕作放棄地再生利用緊急対策交付金～

- 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - ア 再生作業(雑草・雑木の除去等)及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等)
 - ・定額支援【5万円/10a】(重機を用いて行う場合等【1/2以内等】)
 - ・土づくり(2年目に必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着(再生農地への作物の導入等)【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開(試験販売、実証ほ場の設置・運営等)【定額】
- 施設等の整備への支援
 - ・基盤整備(用排水施設の整備等)、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設(市民農園等)、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】
 - ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】



お問い合わせは、大館市農業再生協議会(大館市農林課内。☎43-7073)へ

遊休農地の解消に向けて 農地パトロールを実施



大館市農業委員会 会長 糸屋 由衛門

国では、平成二十二年に農地法等を改正し、農地について権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の明確化、転用規制の厳格化を措置し、食料自給率向上の基礎となる優良農地の確保や有効利用を推進することとしたところでありました。

農地制度の改正については、以前の農業委員会だよりも掲載しましたが、今回は、改正された農地制度に伴う農業委員会活動に関連する「農地パトロール」について、述べたいと思います。

改正前の農地パトロー

ルは、農業委員会の任意の活動として自主的に取り組まれてきましたが、平成二十一年の改正により、農業委員会は、毎年一回、区域内にある農地の利用状況についての調査を行うことが法的に義務づけられ、農業委員が現場に出向き、地域の全ての農地について、違反転用や遊休農地などを確認することになりました。

本年度は、これまで昨年度の農地パトロールの結果を受けて、所有者等と相談し、必要に応じて指導を実施してまいりました。ご理解をいただきた遊休農地が解消された農地もあります。また、

事情により所有者が管理できていない遊休農地について、地域の方々のご協力を得て「農地・水保全管理事業」により改善されたケースもあります。残念ながら、なかなか改善できないところもあります。

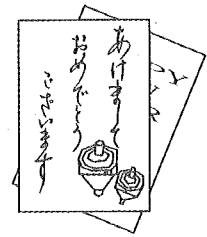
いままでもなく遊休農地の解消は簡単なことではありません。農地所有者は農地を有効に利用する責務がありますが、遊休農地の多くは、農家が怠けているために発生している訳ではないからです。高齢化に加え生産条件や長年の減反政策など、簡単には解消できない要因が多くなって発生していることが多いのが実情であります。

それでも我々農業委員による遊休農地解消の取り組みは、着実に成果を上げていっていると思っております。昨年度の解消実績は、六七ヘクタールでし

た。このほかに、草刈等をしていただいた農地が十一・四ヘクタールありました。

本年度の調査結果はまだ確定しておりませんが、地域の農業委員による相談や指導の活動等により、約十ヘクタールの遊休農地が解消に向かっていく見込みであります。

遊休農地所有者等に対して耕作を促すだけではなく、なかなか成果は上がりませんが、地域の農業委員が粘り強く相談・意向確認・指導等の活動を行い、市担当部局や農協などの関係機関・団体と連携して、着実な解消に向けて取り組んでまいりますので、農家の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。



購読しませんか。「全国農業新聞」

農家の経営と暮らしに役立つ、情報をお届けします。

○購読料：月額600円
○発行：毎週金曜日

農地を相続したときは届出を

申込や届出は
農業委員会事務局
(Tel: 43-7129)まで

相続により農地を取得したときは、農業委員会に届出をお願いします。

- 公的年金ならではの税制上の優遇がありません
- 担い手には政策支援(国庫補助)があります
- 終身で80歳までの保証付きです
- 年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。
- 保険料は自由に決められます
- 自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。
- 少子高齢時代に強い年金です

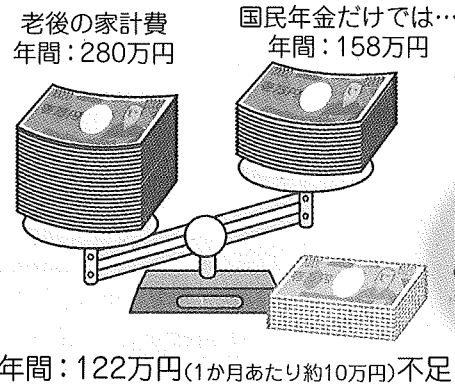
農業者年金は、農業者のための公的積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？

老後生活は、こんなに長い！
65歳からの平均寿命は…



老後生活は、こんなにお金がかかる！
夫婦2人の場合



老後の備えは、
農業者年金
で安心！

農業者年金は老後生活をごっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、通算すると最大で216万円

○保険料支払いによる節税効果の試算(所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額50万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
15%の場合	36,000円	90,000円	120,000円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,000円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,000円

(注)各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

○農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額(年額)の試算

加入年齢	納付期間	性別	運用利回り	
			1.35%の場合	2.00%の場合
20歳	40年	男性	66.1万円	75.4万円
		女性	57.0万円	65.1万円
30歳	30年	男性	46.5万円	51.6万円
		女性	40.1万円	44.5万円
40歳	20年	男性	29.1万円	31.4万円
		女性	25.1万円	27.1万円
50歳	10年	男性	13.7万円	14.4万円
		女性	11.8万円	12.4万円

(注)この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが1.35%及び2.00%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。
運用利回り1.35%は制度発足以降の10年度間の運用利回りの平均です。
予定利率1.35%は、農林水産省告示(H24.4.1施行)により定められている率です。

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。
(電話：43-7129)

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

TPP交渉参加には、断固として反対



小畑市長に建議書を渡す糸屋会長

建議書を提出

昨年十一月十二日、平成二十五年大館市農業施策の推進についての要望事項を集約した建議書を農業委員会等に関する法律第六条の規定に基づき、糸屋会長が市長に提出しました。

安部会長職務代理者が内容を説明した後、市長と農業委員による意見交換を行いました。

【平成25年度建議の要旨】

1 農政上の課題について

- 農業のみならず、地域経済の崩壊を招きかねないTPP(環太平洋経済連携協定)への交渉参加は行わないことを強く国に要望していただきたい。
- 農業者戸別所得補償制度について、長期的に安定した制度とするよう国に働きかけていただきたい。
- 福島第一原発放射能漏れ事故の対策について、風評被害の防止のため、放射性物質の検査を継続するとともに、迅速かつ正確な情報提供により大館産農産物の安全と安心の確保に努めていただきたい。
- 米の生産数量目標の県内の配分率格差の是正について、粘り強く県に要望していただきたい。

2 農業振興施策について

- 各地域で策定中の「人・農地プラン」について、将来を見据え、市においても地域と一体となって話し合いを進めていただきたい。
- 担い手の育成・確保のため、法人化や新規就農に当たっての支援に努めるとともに、農産物価格の安定化などの支援の拡充にも努めていただきたい。
- 高齢化等で多くの農業者がリタイアすることが見込まれる中「青年就農給付金」は若い担い手の確保に有効な施策として期待されるので、積極的な推進をお願いしたい。

3 農村振興施策について

- 担い手への農地集積の一層の促進のための支援をお願いしたい。
- 遊休農地の発生防止と解消のため、保全管理に要する経費の助成や小規模な農地の再生利用に対する市独自の支援の拡充に努めていただきたい。
- 中山間地域等直接支払制度と農地・水保全管理支払交付金の恒久法化を国に働きかけるとともに、十分な財源の確保を国に要望していただきたい。
- 農業生産基盤整備事業の促進について、予算確保、事業推進にご努力願いたい。

4 農地法等の改正による農業委員会業務の増大について

- 農地法改正により、農業委員会が果たすべき役割が質、量ともに増大しており、予算確保と体制の整備強化をお願いしたい。

換を行い、委員からは建議書をもとに現場の代表者として意見が出されました。

これに対し市長からは「時宜に適した提言で、できることから市の農業施策に反映させたい。」

番の課題であるTPPについては、政治情勢が不安定な中、あまりに情報が不足しており、良いか悪いかの判断さえできない状況である。全国市長会としても崩壊的交渉に参加するのは反

対している。」との話があり、また、農業経営の安定化に關し、「農地の集積による規模拡大に加え、米以外の特産物に力を入れ、この二本柱を推進していきたい。」との考え方が示されました。

こんなときは…

農地を転用したい

農地に住宅を建てたい

たとえば…

農地に工場を建設したい

農地を駐車場にしたい

こんな場合には、

転用許可

が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受ける必要があります。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、設定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受ける必要があります。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地関係の申請手続きは、毎月20日までに

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおりるまで最短で40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお薦めします。

また、転用の目的によって必要書類が異なりますので、転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

なお、1月のみ締切が1週間程度早まります（平成25年1月は15日が締切です。）ので、ご注意ください。

農業委員会へのお問い合わせは、電話43-7129まで

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の二つの方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手続き	手続きには、次の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください) ・貸し人の印鑑証明書、実印 ・借り人の住民票の写し、認印
契約期間	・期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項目	内容
要件	・借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.8ha以上(新規借入分を含む。) } であることが必要です。
手続き	・両者の印鑑(認印)のみで手続きできます。
契約期間	・契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・再契約すれば継続できます。
賃借料	・賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・公告日から効力が発生します。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項目	内容
要件	・借り受ける方の耕作面積が50a以上(新規借入分を含む。)であることが必要です。
手続き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・土地の全部事項証明書(法務局で入手してください) ・売渡人の印鑑証明書、実印 ・買受人の住民票の写し、認印

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正により、従来の標準小作料は廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成24年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における、賃借料水準（10a当たり）は次のとおりとなっていますので、貸借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	
大館地域	大館	12,224円	16,000円	6,750円	413
	釈迦内	12,949円	20,250円	4,050円	460
	長木	12,510円	16,000円	6,750円	154
	上川沿	9,975円	16,347円	4,188円	223
	下川沿	14,534円	25,000円	6,300円	210
	真中	11,983円	20,000円	7,500円	277
	二井田	13,510円	20,250円	6,750円	607
	十二所	9,506円	16,000円	5,000円	205
	花矢	11,558円	14,000円	6,750円	357
比内地域	10,674円	18,000円	5,000円	960	
田代地域	10,439円	18,500円	4,000円	505	
(参考)市全域平均	11,741円	—	—	4,371	

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	8,696円	13,500円	2,799円	30

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納の場合、米1俵（60kg）当たり13,500円で算定しています。

※ この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等により異なります。

※ 田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。

※ 「畑」には、樹園地を含みます。

農家相談デーを開催します

農業委員が各地区の公民館などで農家の皆さんが抱える相談に応じます。

事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

○相談の例

- ・農地を売買したい、賃借したい。
- ・農地を転用したい。
- ・親から子に農地を贈与したい。
- ・農業者年金に加入したい。 など

相談日	時間	会場
1月15日 (火)	1時 午後 4時	・総合福祉センター ・釈迦内公民館 ・真中公民館 ・十二所公民館 ・比内総合支所 ・田代総合支所
3月8日 (金)	9時 午前 12時	・総合福祉センター ・矢立公民館 ・二井田公民館 ・十二所公民館 ・比内総合支所 ・田代総合支所